

不利益処分の処分基準

No.	項 目	内 容
1	処分名	違反転用に対する原状回復等の措置の命令等
2	法令名	農地法(昭和27年法律第229号)
3	根拠条項	第51条第1項
4	所管部局	産業建設部農林振興課(0585-22-2809)
5	法令の定め	<p>第51条(違反転用に対する処分) 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者(以下この条において「違反転用者等」という。)に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置(以下この条において「原状回復等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>
6	審査基準	<p>○農地法関係事務に係る処理基準 (平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知) ○農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知)</p>
7	経由機関名	-
8	協議機関名	-
9	標準処理期間	-
	経由期間	-
	協議機関	-
	当該処分機関	-
10	備 考	